

ケイスリー株式会社
定 款

2016年 2月29日 作成
2016年 月 日 公証人認証
2016年 3月18日 会社設立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ケイスリー株式会社と称し、英文では、K-three Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、社会的課題の解決に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. リサーチ及びコンサルティング業務
2. 事業の企画、開発及び運営
3. セミナー、イベント、講演会、研修会等の企画、開催及び運営
4. 書籍、教材等の企画、制作、編集、加工、出版、販売及び仲介
5. 各種印刷物及び電子出版物の企画、制作、編集、加工、出版、販売及び仲介
6. 各種情報処理サービス及び情報提供サービス
7. コンピューターシステム、情報システム、通信システム、その周辺機器、関連機器並びに各種ソフトウェア・プログラムの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸及び運用・保守
8. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
9. 放送事業
10. 電子商取引及び電子決済システムの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、運用・保守及びその代理業
11. 投資業
12. 金融商品仲介業
13. 金融商品取引業
14. 金融業
15. 貸金業及びその仲介業
16. 集金代行業
17. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託
18. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を沖縄県那覇市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とし、当社の発行する各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	99,981,000株
A種優先株式	19,000株

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 7 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当社は株券を発行しない。

(株主名簿記載請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。但し、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合にはこの限りではない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日の翌日からその事業年度に関する定時株主総会の前日までに、当社の募集株式を割り当てられ、又は吸収合併若しくは株式交換、吸収分割により株式を割り当てられ株主になった者は、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できるものとする。但し、当該株式の基準日株主の権利を害することはできない。

3 前 2 項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定する必要がある場合には、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。但し、この場合には当該基準日の 2 週間前までに公告しなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合におけるその事項についても同様とする。

第 2 章の 2 A 種優先株式

(A 種優先配当金)

第 13 条の 2 当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき年 600 円（但し、A 種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、その比率により適切に調整される。以下「A 種優先配当金」という。）を配当する。但し、同じ事業年度中に設けられた基準日により A 種優先配当金の配当を行なったときは、その額を控除した額とする。

- 2 ある事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額が A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(残余財産の分配)

第 13 条の 3 当社は、残余財産の分配をするときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき 10,000 円（以下「A 種優先残余財産分配額」という）の金銭を支払う。A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して A 種優先残余財産分配額の全額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者は、A 種優先株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額に、その時点における第 13 条の 5③に定める A 種優先株式 1 株の取得と引換えに発行する普通株式数（以下「A 種優先転換比率」という）を乗じた額の金銭を支払う。

- 2 A 種優先株式の分割又は無償割当が行われたときは、A 種優先残余財産分配額（本条により既に調整されている場合には調整後の A 種優先残余財産分配額）は、当該 A 種優先株式の分割又は無償割当の効力が生じる前の A 種優先残余財産分配額から以下の式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{当該調整前の 1 株当たり A 種優先残余財産分配額}}{\text{分割・無償割当による増加 A 種優先株式数}} \times \text{分割・無償割当後の A 種優先株式数}$$

- 3 A 種優先株式の併合が行われたときは、A 種優先残余財産分配額（本条により既に調整されている場合には調整後の A 種優先残余財産分配額）は、当該 A 種優先株式

の併合の効力が生じる前の A 種優先残余財産分配額から以下の式によって算定された調整額を加えた額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{当該調整前の 1 株当たり A 種優先残余財産分配額}}{\text{併合による減少 A 種優先株式数}} \times \text{併合後の A 種優先株式数}$$

- 4 A 種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えて新株発行を行ったときは、A 種優先残余財産分配額（本条により既に調整されている場合には調整後の A 種優先残余財産分配額）につき、取締役（取締役会が設置された後は取締役会）が適当と判断する調整を行うことができる。
- 5 本条第 2 項乃至第 4 項における調整額の算定については、円位未満小数第一位を切り捨てるものとする。但し、調整額が 1 円未満になるときは調整額の控除は行わないものとし、調整後の A 種優先残余財産分配額が 1 円未満となる場合は、A 種優先残余財産分配額は 1 円とする。

（合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、会社分割の場合の措置）

第 13 条の 4 当会社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「合併等」という。）をする場合において、A 種優先株主に対して割り当てるべき存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下本条において「割当株式等」という。）の数または額は、A 種優先株 1 株につき以下の(a)及び(b)の数又は額の割当株式数等を合計したものとす。

- (a) 普通株式 1 株に割り当てられる割当株式数等の数又は額にその時点における A 種優先転換比率を乗じて得られる数又は額の割当株式等。
 - (b) 時価評価額金 10,000 円に相当する数又は額の割当株式等。但し、A 種優先株式について株式の分割、併合、株式の無償割当その他これに類する事由があった場合には適切に調整されるものとする。
- 2 以下のいずれかの場合には当会社を速やかに解散し清算するものとする。
 - (1) 当会社が事業の全部もしくは実質的にすべてを第三者に譲渡した場合。
 - (2) 当会社が吸収分割により、その事業の全部又は実質的なすべてを他の会社に承継させた場合において対価として交付を受けた金銭等のすべてを対象として会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 758 条第 8 号口又は同法第 760 条第 7 号口に規定する剰余金の配当をしない場合。
 - (3) 当会社が新設分割により、その事業の全部又は実質的なすべてを設立する会社に承継させた場合において対価として交付を受けた金銭等のすべてを対象として同法第 763 条第 12 号口又は同法第 765 条第 1 項第 8 号口に規定する剰余金の配当をしない場合。
 - 3 当会社が合併等を行う旨の契約を締結し、もしくは計画を作成し、または合併等を行う旨の契約もしくは計画を承認する旨の取締役会決議もしくは株主総会決議がなされたときは、A 種優先株主は、その有する A 種優先株式 1 株当たり、金 10,000 円（但し、A 種優先株式について株式の分割、併合、株式の無償割当その他これに類する事由があったときは適切に調整される）に、普通株式 1 株の時価評価額にその時点における A 種優先転換比率を乗じた金額を加えた金額の金銭の交付を受けることと引き換えに、当会社に対して A 種優先株式の取得を請求することができる。

- 4 第2項各号に定める事由が発生し、1ヶ月以内に当会社が解散しない場合、または解散後6ヶ月以内に残余財産分配が行われない場合、A種優先株主は、その有するA種優先株式1株当たり、金10,000円に、当会社の解散時点における清算価値からA種優先株式の数に金10,000円を乗じた金額の合計額を控除した金額を発行済株式総数で除した金額を加えた金額の金銭の交付を受けると引き換えにA種優先株式の取得を請求することができる。但し、A種優先株式について株式の分割、併合、株式の無償割当その他これに類する事由があった場合には適切に調整されるものとする。
- 5 前2項の取得請求権を行使しうる時期は取得事由が発生した時から2029年8月27日までとする。

(普通株式を対価とした取得請求権)

第13条の5 A種優先株主は、A種優先株式の払込期日の翌日から、いつでも下記に定める取得の条件で、当会社の普通株式を対価としてA種優先株式の取得を請求することができる。

①当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき10,000円とする。

②取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式の分割により当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当会社の保有する当会社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、株式分割を行う場合において、割当基準日後に一定の条件が成就することを効力発生の条件とする株式分割の場合は、調整後の取得価額は、当該株式分割の効力発生日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) (ア) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を発行する場合（自己株式の処分を含む。取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、及び新株予約権の行使による場合を除く。）、又は（イ）その取得と引換えに、調整前の取得価額を下回る普通株式発行価額をもって当会社の普通株式の交付を受けるとのことができる取得請求権付株式又は取得条項付株式を発行する場合（自己株式の処分を含む。取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、及び新株予約権の行使による場合を除く。）は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある

場合は、その日の翌日以降、次の算式（以下「調整式」という。）により取得価額を調整する。なお、本条において普通株式発行価額とは、取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得した株主が、当該株式の取得及び取得請求権又は取得条項に基づく普通株式の取得を通じて、普通株式1株を取得するために負担すべき金額を意味する。

調整式における「既発行株式数」とは、調整後取得価額が適用される日の前日における当会社の発行済株式総数（普通株式に限られない）並びに発行済の新株予約権の目的たる株式数を合計した数から同日における当会社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。なお、自己株式の処分を行う場合、「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と、「1株当たり払込金額」は「1株当たり譲渡価格」とそれぞれ読み替える。また、取得請求権付株式又は取得条項付株式の発行による調整を行う場合、「新発行株式数」は「取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得と引換えに交付される普通株式の数」を、「1株当たり払込金額」は「普通株式発行価額」をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(iv) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本定款において同じ。）の行使により交付される株式（当会社の株式を取得できる株式を含む。）1株当たりの行使価額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「1株当たり払込金額」を「新株予約権の行使により交付される株式1株当たり行使価額」と、「新発行株式数」を「新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えて調整式を適用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、その発行日の翌日以降又は株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。ただし、取得価額の調整は、当会社の取締役、監査役又は従業員及び外部協力者に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合で、当会社の取締役（取締役会が設置された後は取締役会）が必要と判断した場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、普通株式若しくは種類株式の発行若しくはその発行を可能にする定款の変更、又は資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) (i)号のほか、当会社の発行済普通株式数又は発行済種類株式数（ただし、いずれも自己株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要と当会社の取締役（取締役会が設置された後は取締役会）が判断するとき。

(iii) 上記(a)の(iv)号に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③取得により発行すべき普通株式数

(a) 当社が、A 種優先株式を取得し、それと引換えに普通株式を発行する場合の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{A 種優先株式 1 株の取得と引換えに発行する普通株式数} = \frac{\text{A 種優先株式の 1 株当たりの発行価額}}{\text{取得価額}}$$

ただし、A 種優先株式の 1 株当たりの発行価額は、A 種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、各比率に応じて当社により適切に調節される。

(b) 取得の結果発行すべき株式数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(取得条項)

第 13 条の 6 当社は、A 種優先株式の発行以降、当社の普通株式につきいずれかの金融商品取引所への株式公開の申請を行うことが株主総会（取締役会が設置された後は取締役会）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の定める日をもって、発行済の A 種優先株式を取得し、引換えに A 種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前条の定めを準用する。但し、A 種優先株主に交付される普通株式の数に 1 株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第 234 条に従うものとする。

(議決権)

第 13 条の 7 A 種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において A 種優先株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。

(株式の併合又は分割、新株予約権等)

第 13 条の 8 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

2 当社は、株主に新株予約権を与えるときは、普通株主には普通株式の新株予約権を、優先株主にはその種類ごとに同一種類の優先株式の新株予約権を、それぞれ同時に同一割合

で与える。

(種類株主総会を要しない事項)

第13条の9 会社法第322条第1項第1号(但し、単元株式数に関する事項に限る。)、第1号の2乃至第13号に掲げる行為をする場合において、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(招集手続)

第15条 当会社の株主総会を招集するときは、株主総会の日から1週間前までにその通知を発する。但し、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続を行わないことができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長が招集する。但し、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

(種類株主総会)

第19条の2 第12条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこ

れを準用する。

2. 第 15 条乃至第 17 条第 1 項、第 18 条及び第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3. 第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 20 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の選任)

第 21 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 23 条 当会社に複数の取締役を置く場合は、取締役の互選によって、代表取締役を選定する。

2 1 名の代表取締役が選定された場合は、その者を社長とし、複数の代表取締役が選定された場合は、取締役の互選によって、それらの者の中から社長を 1 名選定する。

3 取締役 1 名のみを置く場合は、その者を代表取締役とし、社長とする。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録

- された株主又は登録株式質権者に対して行う。
- 2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 27 条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令によるものとする。

2018年11月28日定款第26条改定

2019年12月31日定款第5条改定

2020年3月23日改定

2021年1月6日改定